

インフラメンテナンス国民会議東北フォーラム

規約

(名称)

第1条 本フォーラムは、インフラメンテナンス国民会議東北フォーラム(以下、「東北フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 東北フォーラムは、インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、インフラメンテナンスの理念の普及、課題の解決及びイノベーションの推進を図り、活力ある社会の維持に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 東北フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) インフラメンテナンスに関する技術の現場検証の支援(SIPとの連携)
- (2) 産学官連携による現場ニーズとシーズとの情報交換
- (3) 産学官民による市町村のメンテナンスサイクルの支援
- (4) インフラメンテナンスに関する情報の収集及び情報提供
- (5) インフラメンテナンスに関するオープンイノベーションの推進に関する事項
- (6) 人材育成への支援
- (7) その他東北フォーラムの目的を達成するために必要な事項

(構成)

- 第4条 東北フォーラムの会員は、第2条の目的に賛同する法人又は団体、個人のインフラメンテナンス国民会議会員とする。
- 2 東北フォーラムの会員になろうとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。なお、会費は当面徴収しない。
 - 3 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会に際しては、所定の退会届書を事務局に届け出なければならない。
 - 4 次の各号に掲げる者は、会員となることができない。
 - (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - (2) 暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者
 - (3) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると思われる者。

(フォーラムリーダー等)

第5条 東北フォーラムには、フォーラム事務局を置き、次の役職を置く。
東北フォーラム事務局の構成(以下、「事務局メンバー」という)は、「別紙-1」のとおりとする。

- (1)フォーラムリーダー 1名
- (2)事務局長 1名(企画委員を兼ねる)

- 2 フォーラムリーダーは、東北フォーラムを代表し、会務を統括する。
- 3 事務局長は、フォーラムリーダーを補佐し、フォーラムリーダー不在時において、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、東北フォーラム事務局の中から互選により選出する。
- 5 フォーラムリーダー及び事務局長の任期は、別途事務局会議で定める。
- 6 県毎のイベント等を実施する場合に、各県の学識者などをリーダーにすることができる。また、必要に応じて別途事務局会議で担当者を定める。

(東北フォーラム事務局会議)

- 第6条 東北フォーラム事務局会議(以下、「事務局会議」という)は、フォーラムリーダーが必要に応じて招集し、事務局会議の議長はフォーラムリーダーが務める。
- 2 事務局会議は、東北フォーラムの目的を達成するための運営方針、活動計画、規約制定・改定等を決定する。

(東北フォーラム拡大事務局会議)

第6条の2 東北フォーラム拡大事務局会議(以下、「拡大事務局会議」という)は、フォーラムリーダーが必要に応じて招集する。拡大事務局会議は、東北フォーラムの活動を円滑に実施するため、事務局企画委員と、フォーラム活動を支援する団体(「フォーラム支援団体」という)で構成し、フォーラム支援団体は、意見等を述べるができるものとする。

(事務局)

- 第7条 東北フォーラムの事務局は、インフラメンテナンス国民会議事務局の協力を得て庶務を行う。
- 2 事務局の事務は次に掲げるものとする。
 - (1)インフラメンテナンス国民会議事務局との連絡調整
 - (2)インフラメンテナンス国民会議実行委員会や部会との連絡調整
 - (3)東北フォーラムへの会員の入退会手続き・名簿管理事務
 - (4)東北フォーラムが実施する活動計画案及び活動報告の作成
 - (5)フォーラム開催のために必要な準備
 - (6)その他必要な事項

(知的財産の取扱)

第 8 条 東北フォーラムでの知的財産の取り扱いの関する基本的な考え方は、「インフラメンテナンス国民会議運営上の知的財産の取り扱いに関する事前の取り決めとなるガイドライン(平成 28 年 11 月 28 日)」に準じて行うものとする。

(法令遵守及び機密の保持)

第 9 条 東北フォーラム参加者は、関係法令を遵守するとともに、透明性・公平性を意識して活動するものとする。また、東北フォーラム活動を通じて入手した秘密を、事務局の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第 10 条 東北フォーラムの活動に要する費用は、当面の間、事務局メンバーが負担する。ただし、配布資料の作成及び印刷に要する費用や会場の借用等の実費については、参加費・資料代等の徴収や企業からの協賛金による負担できるものとする。また、助成金の活用による運営について検討する。

(その他)

第 11 条 この規約に定める事項のほか、東北フォーラムの運営に関し必要な事項は、必要に応じて事務局会議で決定する。

附則

- 1 本規約は平成 30 年 4 月 27 日より施行する。
- 1 本規約は平成 30 年 7 月 25 日より施行する。
- 1 本規約は平成 30 年 8 月 20 日より施行する。

別紙-1

東北フォーラム事務局メンバー(企画委員)一覧

役割	所属	氏名
フォーラムリーダー	東北学院大学工学部 教授	石川 雅美
事務局長 (企画委員)	(株)復建技術コンサルタント 代表取締役会長	遠藤 敏雄
事務局メンバー (企画委員)	(株)小野建築研究所 代表取締役	小野 泰太郎
	(株)小野工業所 常務取締役	臼田 總一郎
	鹿島建設(株) 東北支店 土木部プロジェクト企画グループグループ長	三田 透
	(株)中央コーポレーション 取締役 技術部長	新銀 武
	(株)フジタ 東北支店 部長	林 昭宏
	パシフィックコンサルタンツ(株) 東北支社 交通基盤事業部 部長	山口 恒太
	ニチレキ(株)東北支店 次長	赤羽 修
代表連絡先: 東北学院大学工学部 石川雅美 電話:022-368-1189 メール: mi33@mail.tohoku-gakuin.ac.jp		
事務局長: (株)復建技術コンサルタント 代表取締役会長 遠藤 敏雄 電話:022-217-2021 メール: endo@sendai.fgc.co.jp		